

第 24 期 第 2 2 回
別海町農業委員会総会議事録

令和4年3月25日 開会

別海町農業委員会

第 2 4 期 第 2 2 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 4 年 3 月 2 5 日)

○開催日時 令和 4 年 3 月 2 5 日 (金)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 0 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

日程第 1	報告第 1 号	農地法第 4 条許可書の交付について
日程第 2	報告第 2 号	農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人 の定期報告について
日程第 3	議案第 1 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 2 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 3 号	別海町農用地利用集積計画の決定について
日程第 6	議案第 4 号	令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について

○出席委員（25名）

会	長	27番	小	野	榮	一
会長職務代理者		26番	信	夫	重	勝

1番	及	川	哲	夫	2番	山	崎		茂
3番	齊	藤	主	夫	4番	市	川	義	晴
5番	石	毛		剛	6番	藤	田	浩	義
7番	中	洞		薫	8番	加	藤	真	純
9番	畠	山	友	子	10番	大	内	敏	光
11番	芳	賀		均	12番	中	村	繁	男
13番	小	島		敏	14番	羽	石	健	一
15番	加	藤	和	広	16番	内	藤	宏	幸
17番	阿	部		浩	19番	木	幡		誠
20番	浦	山	宏	一	22番	押	田	賢	二
23番	林		武	雄	24番	伊	藤		吉
25番	竹	花	新	吉					

○欠席委員（2名）

18番	藤	井		実
21番	山	田	良	雄

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	内	山		宏
総務担当	主幹	棧	木	直	人
農地調整担当	主査	山	下	真	弘
農地調整担当	主任	志	渡	正	勝
農地調整担当	主任	川	原	浩	貴
農地調整担当	主事	佐	藤	大	樹

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

16番	内	藤	宏	幸	17番	阿	部	浩
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 小 野 榮 一 ⑩

議席1.6番 内 藤 宏 幸 ⑩

議席1.7番 阿 部 浩 ⑩

◎開会宣言

○事務局（内山事務局長）

定刻になりましたので小野会長より御挨拶をいただき、総会を始めさせていただきます。

○小野会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 2 件、議案 4 件ですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは、ただいまから第 22 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 25 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員は 18 番藤井委員、21 番山田委員の 2 名でございます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。16 番内藤委員、17 番阿部委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（小野会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地法第 4 条の許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より、報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

報告第 1 号、農地法第 4 条の許可書の交付について。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第 3 条の規定により報告する。

本件につきましては令和 3 年 12 月 23 日開催の第 19 回総会にて御審議いただいた案件 1 件です。申請時における計画どおりですので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、別海農業振興地域整備計画における計画変更通知がありました令和 4 年 2 月 22 日としております。以上で報告第 1 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第 1 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては知事許可案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第 1 号

につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(小野会長)

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長(小野会長)

日程第2 報告第2号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(志渡主任)

報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は3件の報告がありました。いずれも農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしておりました。法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長(小野会長)

報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。なお、1号につきましては[]委員に関する案件ですので、議事参与制限とさせていただきます。

ここで報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(小野会長)

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに

決定します。

◎日程第3 議案第1号

○議長（小野会長）

日程第3 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。それでは朗読させていただきます。

第1号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]—[]外[]筆、合計[] m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、農地所有適格法人に使用貸借するものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間、許可日から40年間。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]—[]外[]筆、合計[] m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、農地所有適格法人に使用貸借するものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間、許可日から30年間。

第3号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]—[]外[]筆、合計[] m^2 。許可を受けようとする理由、貸借期間は前号と同じです。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]—[]外[]筆、合計[] m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、農地所有適格法人に使用貸借するものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間、令和4年4月27日から40年間。

第5号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]—[]外[]筆、合計[] m^2 。許可を受けようとする理由は、前号と同じです。貸借期間、令和4年4月30日から40年間。

以上で、議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。ここで調整に当たられた委員の説明を求めます。1号から4号につきましては16番内藤委員。5号につきましては22番押田委員。

それでは1号から4号につきまして、16番内藤委員お願いいたします。

○16番 内藤委員

はい、1号から4号まで説明いたします。いずれも、これまで使用貸借をしていましたが、期限到来による再設定となります。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、5号を22番押田委員お願いいたします。

○22番 押田委員

はい、説明いたします。[REDACTED]さんの牧場ですが、こちらも期限到来による再設定となります。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

議案第1号につきまして委員の説明が終わりました。ここで議案第1号について質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第1号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第4 議案第2号

○議長（小野会長）

日程第4 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではないと判断しております。それでは朗読させていただきます。

第 1 号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]。面積、[]
[]m²。目的、農業用施設建設。計画内容、育成舎外、[]
[]m²。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第 4 条第 6 項。土地利用計画、農用地。転用者氏名、[]番地の []、[]。

以上で議案第 2 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第 2 号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。

1 号につきまして、2 3 番林委員お願いいたします。

○2 3 番 林委員

はい。[]さんは平成 2 9 年にクラスター事業でロボット牛舎を建設して、経営規模の拡大をしております。育成については外部委託をしていましたが、育成費が増大しているため、今回、育成舎を建設するものです。場所はずなぎ牛舎を解体した場所なので、転用は問題ないと見てまいりました。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

議案第 2 号の委員説明が終わりました。ここで議案第 2 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第 2 号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第 5 議案第 3 号

○議長（小野会長）

日程第 5 議案第 3 号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第 3 号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第 5 第 1 項第 6 号による計画について、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項により決定を求める。

本件は全部で 7 件ございます。内訳は所有権の移転が 1 件、利用権の設定が 6 件でございます。それでは所有権の移転から朗読いたします。

第1号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted]一[redacted]、計[redacted]m²。所有権の移転をする者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、令和4年3月28日。対価、[redacted]円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和4年11月30日。引渡しの時期、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。調整委員、竹花委員、木幡委員。

続いて利用権の設定です。

第1号、利用権の設定を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。利用権を設定する土地、[redacted]一[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。利用権の設定をする者、[redacted]。設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和4年3月28日。終期、令和7年3月27日。借賃、年間[redacted]円。借賃の支払い方法、毎年10月31日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、林委員、藤田委員。

次号から6号までの利用権の種類、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、利用権の設定を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。利用権を設定する土地、[redacted]一[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。利用権の設定をする者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。設定する利用権、内容、同上。始期、同上。終期、同上。借賃、年間[redacted]円。借賃の支払い方法、毎年11月30日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、大内委員、竹花委員。

第3号、利用権の設定を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。利用権を設定する土地、[redacted]一[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。利用権の設定をする者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。始期、令和4年4月2日。終期、令和14年4月1日。借賃、年間[redacted]円。借賃の支払い方法、毎年8月30日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、竹花委員、木幡委員。

次号から6号までの内容については同文ですので朗読を省略いたします。

第4号、利用権の設定を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。利用権を設定する土地、[redacted]一[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。利用権の設定をする者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。設定する利用権、始期、令和4年3月28日。終期、令和14年3月27日。借賃、年間[redacted]円。借賃の支払い方法、毎年11月30日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、同上。

次号から6号までの始期については同文ですので朗読を省略いたします。

第5号、利用権の設定を受ける者、[redacted]番地[redacted]、[redacted]

。利用権を設定する土地、
一 外 筆、計 m²。利用権の設定をする者、
番地、。設定する利用権、終期、令和 9 年 3
月 27 日。借賃、年間 円。借賃の支払い方法、毎年 7 月 3
1 日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、加藤和広委員、石毛
委員。

第 6 号、利用権の設定を受ける者、番地の、
。利用権を設定する土地、一 外 筆、計 m²。利
用権の設定をする者、同上。設定する利用権、終期、同上。借賃、年間
円。借賃の支払い方法、同上。調整委員、同上。

以上で議案第 3 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第 3 号の事務局説明が終わりました。ここで調整に当たられた委員の
説明を求めたいと思います。

所有権の移転の 1 号につきましては 25 番竹花委員。利用権の設定の 1 号
につきましては 23 番林委員。2 号につきましては 10 番大内委員。3 号と
4 号につきましては 25 番竹花委員。5 号と 6 号につきましては 15 番加藤
和広委員。

それでは所有権の移転の 1 号につきまして、25 番竹花委員お願いいたし
ます。

○25 番 竹花委員

さんはクラスター事業で牛舎を新築しまして、その牛舎がある場所か
ら数十メートルという近場のさん所有の農地を、さんに売買するも
のです。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして利用権の設定の 1 号について、23 番林委員お願いいたします。

○23 番 林委員

はい、ご説明いたします。さんがさんから
農地の賃貸借を受けており、賃貸期間が満了しますので同条件の再設定を行
うものです。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして 2 号を 10 番大内委員お願いいたします。

○10 番 大内委員

はい、説明いたします。さんは 20 年以上も前に営農を中止されまし
て、農地は近所の方が借りていたのですが、その方がもうこれ以上借りない
ということで、新しくさんが借りることとなりました。
よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして 3 号と 4 号を 25 番竹花委員お願いいたします。

○25 番 竹花委員

まず 3 号ですが、賃貸借の期限到来による再設定となります。次の 4 号ですが、 さんから農地を貸したいという申出がありました。この農地は さんが放牧地として使っている畑を通っていかないと使えない場所にあるため、 さんが借りることとなったものです。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして 5 号と 6 号を 15 番加藤和広委員お願いします。

○15 番 加藤和広委員

はい、説明いたします。5 号は同条件で賃貸借の再設定を行うものです。6 号は、 さんが借りていたのですが、期限到来に伴って借りるのをやめるといことで、新たに さんが借りることとなったものです。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

議案第 3 号の委員説明が終わりました。ここで議案第 3 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第 3 号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第 6 議案 4 号

○議長（小野会長）

続きまして日程第 6 議案第 4 号「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第 4 号、令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について。農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 37 条の規定に基づく農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況の公表に当たり、次のとおり「令和 4 年度最適化活動の目標設定等」を策定する。

本議案の説明の前に、農業委員会による最適化活動の目標設定についての基本的な考え方を説明いたします。農業委員等が実施する最適化活動は、農地の出し手及び受け手の意向の把握、把握した意向を踏まえた農地のあっせん、農地の定期的な見回りなど多岐に渡ります。農業者の減少や高齢化が進

む中、農業委員会は最適化活動を確実に実施することが重要であり、その透明性を確保することが必要となります。このため、農業委員会は令和4年度から毎年度、最適化活動の目標を設定し、4月末までにインターネットの利用等、適切な方法で公表するとともに、都道府県知事に報告することとなっております。その後、設定した最適化活動の実施状況及び目標達成状況について、次年度の4月末までに公表及び都道府県知事への報告を行うこととなっております。それでは議案について説明いたします。

本議案は令和4年度の最適化活動の目標の設定等についてお諮りするものです。目標設定については成果目標と活動目標の2種類ございます。成果目標は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の3つについてとなっており、また、活動目標は、各農業委員等が最適化活動を行う日数、最適化活動を強化して実施する月数、新規参入相談会への参加回数の3つとなっております。まず成果目標の（1）農地の集積について説明いたします。別海町農業委員会におきましては、「農地等の利用の最適化の推進に関する目標等を内容とする指針」において、令和4年度以降の農地の集積に係る目標として農地集積率を80%以上に設定しており、その場合は、当該集積率を目標として設定するものとなっております。指針において設定した目標は、過去3年間の集積の実績平均面積を考慮した結果、最適化活動の目標数値としては議案のとおり設定しました。また、議案には記載がありませんが、地区毎の集積目標についても設定することとされております。こちらについては地区毎の過去3年間の平均を目標数値として設定しております。続いて（2）遊休農地の解消について説明いたします。黄色区分の遊休農地の解消については、解消のための工程表の策定方針を定めることとなっており、農地の情報収集を進めるとともに、関係機関と連携を図り協議を行うという内容で目標設定しました。続いて（3）新規参入の促進について説明いたします。農地の所有者から新規参入者に対する貸付等を行うことについて同意を得た農地をとりまとめて公表することとなっております。また、目標面積については、平成28年から平成30年までの各年度において、権利の設定または移転が行われた農地面積の平均の1割以上を目標数値に設定することとなっております。別海町農業委員会としては、1割の580ヘクタールを目標面積と設定しました。次に活動目標に移ります。まず（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標です。担当区域毎に1人が行う活動日数については1か月当たり6日と設定しました。最適化活動の具体的な内容としては、自分の農地へ向かう道中に行う農地見回り、地域の農家からの情報収集、事務局・JAと行う打合せ、問い合わせ対応、自身の活動記録の取りまとめ作業等となっております。農業会議から示された目標数値は1か月あたり概ね10日となっておりますが、別海町農業委員会としては6日と設定しました。細かな活動記録をつけることがまだ習慣化されていないことから記載漏れ等を考慮し、また、この目標の達成状況に応じて点数がつけられるのですが、点数がつく最低基準が6日であることから、6日と設定いたしました。なお、

どれだけ短時間の活動でも、その日は最適化活動を行った日としてカウントされます。次に（２）活動強化月間の設定目標です。最適化推進活動の強化月間を３か月以上設定することとされており、別海町農業委員会としては、畑評価が始まる４月から、あっせんが多く行われております６月までの３か月を活動強化月間と設定しました。次に（３）新規参入相談会への参加目標です。都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に１名以上参加することとされており、別海町農業委員会としては、会長が酪農研修牧場の入所式・修了式に参加していますが、その際に意見交換の場があるので、こちらを１回にカウントしております。

以上で議案第４号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第４号の事務局説明が終わりました。ここで議案第４号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

１０番大内委員。

○１０番 大内委員

遊休農地について黄色区分や緑区分といった区分けがされているが、それぞれどういう意味ですか。

○事務局（山下主査）

緑区分は、草刈り等を行うことで直ちに耕作可能となる遊休農地となります。黄色区分は、草刈り等のみでは耕作ができず、基盤整備事業等の活用など、農地として利用するに当たり条件整備が必要な遊休農地となります。

○１０番 大内委員

分かりました。

○議長（小野会長）

その他、何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第４号を原案のとおり許可することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（小野会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第２２回総会を閉会します。